

## 《 8 4 期 年間重点事項 》

### 1. 2025年度 全社安全衛生目標

- ※目標値
- ・ 度数率 0.40 以下
  - ・ 強度率 0.02 以下

### 2. 重点方針

- (1) 墜転落災害・飛来落下災害と重機（クレーン・車輛系）災害の根絶
- (2) 高温下での作業に伴う災害防止
- (3) 工事着手前のリスクアセスメント実施と作業手順の順守、変更の場合は再リスク実施
- (4) 健康及びメンタルヘルスに配慮した安全な職場環境の形成

### 3. 重点施策

- (1) 墜転落災害・飛来落下災害と重機（クレーン・車輛系）災害の根絶
  - ① 『開口部ゼロ』対策の完全実施と現地KY時の確実な点検、音声標識等の標準設置による注意喚起の強化（落下防止設備の先行設置と維持管理・使用前の点検の確実な実施）
  - ② 玉掛け作業時の『3・3・3運動』の定着及び吊荷直下の立入禁止の徹底
  - ③ 重機区画と誘導者配置の徹底と、作成した作業計画に基づいた確実な安全対策の実施
- (2) 高温下での作業に伴う災害防止
  - ① 健康KYによる健康状態把握と適正配置の実施（空調服着用・初期対応・救急要請のルール厳守）
  - ② WBGTに応じた休憩と水分・塩分補給の摂取（熱中症対策の環境整備）
  - ③ 声掛けにより注意力低下に伴う事故・災害の防止 熱中症発症時の適切な対応
- (3) 工事着手前のリスクアセスメント実施と作業手順の順守、変更の場合は再リスク実施
  - ① 安全基本3行動『ひと声かけ、現地KY、ひとりKY』実践の定着
  - ② 適切な指揮系統（安全衛生責任者・作業主任者・外国人指導員等）による安全管理の強化
  - ③ 外国人労働者の適正配置、作業中の指導及び作業確認の強化
  - ④ 化学物質リスクアセスメントによる確実なる低減措置の実践の自律型管理
- (4) 健康及びメンタルヘルスに配慮した安全な職場環境の形成
  - ① 残業時間抑制（4週8休）による心身の健康確保
  - ② 「健康経営宣言」に基づく快適な職場環境の整備（業務時間内禁煙・女性用トイレの設置等）
  - ③ 高齢作業員及び若年未熟練者の適正配置と作業内容の確認
  - ④ 法令違反の防止（法令順守の指導・「万が一の場合」の報告の徹底）

#### 《年間スローガン》

**安全**： 養おう「見る目」と「気付く目」「予知する目」みんなで守る仲間の安全

**環境**： 分別・抑制・リサイクル 捨てない努力と出さない工夫

みんなで実践エコ活動 未来に届けSDGs

## 4. 目標を達成するための重点施策

### (1) 墜転落災害・飛来落下災害と重機（クレーン・車輛系）災害の根絶

- ① 『開口部ゼロ』対策の完全実施と現地KY時の確実な点検、音声標識等の標準設置による注意喚起の強化（落下防止設備の先行設置と維持管理・使用前の点検の確実な実施）

#### ■ 主な実施事項

- ・作業床の端部・開口部への手摺・安全ネット等、落下防止設備のタイムリーな設置と点検
- ・音声標識、指差呼称ポイントを効果的に設置し注意喚起を徹底する
- ・高所作業時の高さに応じた新基準墜落制止用器具の2丁掛け適正使用
- ・作業開始前の設備の点検と墜落・転落災害防止点検の実施（足場・作業構台・可搬式作業台等）

#### ※以下の点検を確実に実施する

- ・足場組立後の点検【足場・作業構台用等】組立、解体や変更後の元請と下請各々が点検
- ・足場等作業開始前の設備の点検【足場・作業構台用（荷受構台・架設通路）】
- ・異常気象後の点検【台風異常気象時の報告書・台風対策実施基準表兼報告書等の活用】
- ・墜落災害防止点検【墜落災害防止点検表（職長会パトロール時等の活用）】
- ・墜落制止用器具（安全帯）使用の徹底等

フルハーネス型墜落制止用器具の使用は、2m以上の作業床が無い箇所又は作業床の端、開口部等で手摺等の設置が困難な箇所の作業、及び5mを超える高さの作業、その他作業所長が指定する工事について使用する。なお、事業者責任として墜落制止用器具を使用させる場合には安全に取り付けるための設備の設置と、墜落制止用器具及び取り付け設備の異常の有無を随時点検すること。《安衛則 521 条》

- ② 玉掛け作業時の『3・3・3運動』の定着及び吊荷直下の立入禁止の徹底

#### ■ 主な実施事項

- ・揚重作業時は、荷崩れが無い安定した材料の集積方法で玉掛けを行うことを徹底する
  - ① サポート揚重を行う際は、常に腰管側が外側になるように差込管側と交互に組む
  - ② 1段毎に栈木等を間に挟み材料の安定を図る
- ・揚重作業時は「吊り荷の下に労働者を立ち入らせない」ため、カラーコーン等で区画を設置し立入禁止表示を設置《クレーン則 29 条、74 条の 2 および 115 条、基発第 480 号通達》
- ・クレーン周りへの「関係者以外の立入禁止」として区画と表示を行なう《クレーン則 74 条》
- ・角張った荷の揚重にナイロンスリングを使用する場合には角当ての取り付けを徹底する

- ③ 重機区画と誘導者配置の徹底と、作成した作業計画に基づいた確実な安全対策の実施

#### ■ 主な実施事項

- ・重機周りの立入禁止区画設置と後退時等の誘導者による安全誘導の徹底
- ・掘削作業計画時には、地質・近隣調査結果に基づいた手順と安全対策を確実に実施する（2m以上の掘削の場合には地山掘削作業主任者を選任し直接指揮による作用を行なう）
- ・重機作業時は協力会社が作成する「作業計画書」の内容を確認し計画通り実施されているか確認する【移動式クレーン・車輛系建設機械（フォークリフト）・コンクリートポンプ車・高所作業車】

### (2) 高温下での作業に伴う災害防止

- ① 健康 KY による健康状態把握と適正配置の実施（空調服着用・初期対応・救急要請のルール厳守）

### ■ 主な実施事項

- ・健康KYを毎日作業前に実施することで作業員の変化を把握し、メンタルヘルス不調による労働災害防止をする。
- ・高温下での作業では空調服を推奨する。

## ② WBGTに応じた休憩と水分・塩分補給の摂取（熱中症対策の環境整備）

### ■ 主な実施事項

- ・朝礼等でWBGTを確認し、休憩・水分補給の目安を周知する。
- ・職長が率先して休憩・水分補給の声掛けを行う。

## ③ 声掛けにより注意力低下に伴う事故・災害の防止 熱中症発症時の適切な対応

- ・現場巡視時に声掛けを行い、不注意・危険軽視による災害を防止する。
- ・新規入場者や熱中症の起用歴がある人には特に声掛けを頻繁にする。
- ・救急車手配に至らないよう、早期に作業をやめさせる。
- ・体調不良時にはすぐに作業を中断し、休憩する。体調が回復してもその日は帰宅する。

## (3) 工事着手前のリスクアセスメント実施と作業手順の順守、変更の場合は再リスク実施

### ① 安全基本3行動『ひと声かけ、現地KY、ひとりKY』実践の定着

#### ■ 主な実施事項

- ・職長・安全衛生責任者による率先した指差呼称の実践と作業員への実施指導
- ・「ひと声かけ」により、省略行動・近道行動等の行動エラーを予防する（組織管理の強化）
- ・指差呼称標識の設置場所を決め、指差呼称により安全確認を確実に実践する
- ・音声標識等を使用して注意喚起する。

### ② 適切な指揮系統（安全衛生責任者・作業主任者・外国人指導員等）による安全管理の強化

#### ■ 主な実施事項

- ・協力会社、職長、作業員に、店社協議会、災防協等にて教育
- ・協力会社の施工体制において重層下請改善に向けた指導（3次以降は届出が必要）
- ・1次協力会社の安全衛生責任者による現場の安全管理  
（巡回時もKYKの確認、安全指示と安全確認（協力会社に委任書面の活用を指導））
- ・作業主任者の選任が必要となる作業では直接指揮により作業を行なう

#### ※選任が必要となる主な作業主任者

- ・足場の組立等作業主任者[安衛則 565]・型枠支保工組立等作業主任者[安衛則 246]
- ・地山の掘削作業主任者[安衛則 359]・土止め支保工作業主任者[安衛則 374]
- ・コンクリート造工作物等の解体等作業主任者[安衛則 517-17]
- ・建築物の鉄骨の組立て等作業主任者[安衛則 517-4]・有機溶剤作業主任者[有機則 19]
- ・特定化学物質作業主任者[特化則 27]・石綿作業主任者[石綿則 19]
- ・酸素欠乏危険作業主任者[酸欠則 11] \*その他 22 作業で作業主任者の選任が必要

### ③ 外国人労働者の適正配置、作業中の指導及び作業確認の強化

#### ■ 主な実施事項

- ・協力業者事業主による一人親方・3次業者・外国人就労者に対する安全衛生教育の実施確認
- ・協力会社の職長が自社（再下請負の作業員含む）の新規入場者に対する教育ができるように新規入場者への教育資料を提供し、職長に指導のうえ、実施時には支援等を行なう
- ・新規入場7日以内、未熟練労働者、外国人労働者に対して職長・安全衛生責任者や外国人実習指導員による安全衛生等に関する教育指導が実施されているか確認指導する
  - \*外国人実習生等は日本語が理解されているか確認しておく
- ・社内基準の外国語バージョンを使用して、理解してもらう

#### ④ 化学物質リスクアセスメントによる確実なる低減措置の実践の自律型管理

##### ■ 主な実施事項

- ・持ち込み時物質の確認を行い、化学物質が入った製品はSDSシートの確認と化学物質リスクアセスメントを持込業者に行わせる。
- ・化学物質リスクアセスメントに応じた対策を講じる

### (4) 健康及びメンタルヘルスに配慮した安全な職場環境の形成

#### ① 残業時間抑制（4週8休）による心身の健康確保

##### ■ 主な実施事項

- ・計画的な所定休日の取得、及び残業の抑制による長時間労働の改善

\*長時間労働（過重労働）による疾病の予防及びメンタルヘルス不調の未然防止を図るため、

- ・年間休日取得計画の策定と確実な取得を実施（店社工事部による実施状況の把握とフォローアップ）
- ・作業所ノー残業デーの設定と実施
- ・長時間労働者の把握と産業医等の面談フォローの実施を行って下さい。

工事部長は、工事部としてバックアップとフォローアップを実施し、作業所長や作業所員が長時間労働をしない体制作りと、未消化休日を取得できる環境づくりに努めて下さい。

また、作業所の運営は、作業所長の方針で変わります。強いリーダーシップで作業所の時短と休暇取得に取組みましょう。

#### ② 「健康経営宣言」に基づく快適な職場環境の整備 （業務時間内禁煙・女性用トイレの設置等）

##### ■ 主な実施事項

- ・仮設計画時に快適な職場環境を考えて計画する。
- ・職場改善実施事項で決めた事項を確実に実施する。

#### ③ 高齢作業員及び若年未熟練者の適正配置と作業内容の確認

##### ■ 主な実施事項

- ・現地KYで高齢者の作業の確認と配置の確認を行う
- ・現場巡視時に適正配置の確認と指導

#### ④ 法令違反の防止（法令順守の指導・「万が一の場合」の報告の徹底）

##### ■ 主な実施事項

- ・労災隠しを絶対にしない、させない
- ・安衛法の基づく現場管理の徹底

## 5. 全社安全衛生管理計画書の月間管理項目のポイント

### 5月) 車両系建設機械災害の防止 (車両系荷役運搬機械、高所作業車を含む)

- ①車両系建設機械による作業は、作業場所の地形、地質、埋設物等の状態を調査しその結果によって機械の種類、能力、運行経路、作業の方法等を盛り込んだ作業計画（車両系建設機械作業計画書、フォークリフト、移動式クレーン、コンクリートポンプ車、高所作業車作業計画書）を行う。  
※車両系建設機械の分類については、「安全法令ダイジェスト」のP 6 1を参照
- ②移動式クレーン作業は、つり荷重を定格荷重の85%以内として作業計画を立てる。  
また、作業開始前点検は確実に実施し、作業開始前に過負荷防止装置解除キーを事務所で管理する。
- ③機体重量3トン以上の車両系建設機械（締固め用機械は除く）は、技能講習修了者等の資格者に3トン未満の車両系建設機械は、特別教育修了者等に運転させる。
- ④作業場所は、運行経路を含めて関係者以外の立入禁止措置を講じる。やむを得ず作業員を立入らせる場合は、誘導者を配置する。
- ⑤誘導者を配置するときは、一定の合図を定め、誘導者に合図を行わせる。
- ⑥点検表により、作業開始前点検・月例自主検査及び特定自主検査（1年に1回）を実施し、自主検査結果と整備状況を記録する。また、当社は協力会社の点検状況を確認する。
- ⑦車両系建設機械は、特定自主検査済で検査票証が貼りつけてあるものを使用する。
- ⑧車両系建設機械のブーム・アーム及びダンプトラックの荷台を上げ、その下で修理点検等の作業を行うときは、不意に降下することによる危険の防止のため、安全支柱及び安全ブロック等を使用する。
- ⑨転落の恐れのある路肩での運転は、誘導者を配置してその者の誘導により運転させる。また、軟弱地盤・凍結した地盤等での作業にあたっては、スリップ・転倒防止のため、地盤の整備を行い敷板等を利用する他チェーンの使用又は徐行をさせる。
- ⑩岩石の落下等の恐れのある場所では堅固なヘッドガードを備える。
- ⑪車両系建設機械をトレーラー等に積み込む作業は、平坦で堅固な場所で行うとともに、道板の掛け渡し角度は15度以下にし、滑り等による事故を防止する他、移送中に荷台から落下しないようワイヤーロープ・チェーン等で荷台に固定させる。
- ⑫機械の構造上定められている能力及び安定度を超えて作業をさせない。
- ⑬バックホウによる用途外使用は、作業の性質上やむを得ない場合でかつ、専用の吊り具を取り付けたものでバケットの容量×1.8以下かつ、1トン未満の重量でなければ主たる用途以外の作業

に使用してはならない。

- ⑭車両系建設機械でアウトリガーを有するものは、作業開始にあたり、その張り出し状況・敷き板の設置及び接地状況を確認する。
- ⑮車両系建設機械でブーム・アウトリガーを有するもので、道路を自走するものは走行前にその格納状況を確認する。また、作業所から公道に出る場合は、必ず誘導員を配置し、ブームによる架空線及び一般車両との接触事故の発生のないよう注意する。
- ⑯高所作業車の作業床上では垂直昇降式であっても二丁掛け墜落制止用器具（フルハーネス型）を使用する。
- ⑰高所作業車の走行時は作業台を下降させて移動させる。（改造使用の禁止）  
また、悪路（凸凹、軟弱、傾斜地等）の移動時は誘導員を配置する。
- ⑱作業の指揮命令系統は、作業前に確認をしておく。
- ⑲フォークリフト（車両系荷役運搬機械）については安全法令ダイジェスト P70 から P73 を参照